

刑務所等の矯正施設における 作業療法

特集にあたって

この特集を企画した目的は、以下の2つである。

まず、刑務所等の矯正施設において、作業療法が必要とされている事実の共有である。読者の中には「刑務所」と作業療法の関連に違和感を抱く方もいるかもしれないが、十数年前から刑務所等の矯正施設において、OTは非常勤等の立場で関与してきた。そして、2019年度（令和元年度）から、そうした成果が認められ、その常勤配置が拡大されつつある。さまざまな障害を抱える受刑者の多様化や高齢化に対して、「その人らしい生活の実現」にかかわるOTが応えられるのか問われている。

次に、私たちOTの内なる偏見の除去である。犯罪は許されることではない。しかし、その犯罪行為の実態を見つめると、病や障害等の生きづらさを抱えた人が、必要な支援を受けられずに社会的に孤立した結果、犯罪行為に至ることがあることを知る。犯罪行為により収監された受刑者は、やがて地域生活に戻る。この社会で共に生きる仲間なのである。その人に病や障害がある場合、社会に復帰する道のりは平坦ではない。私たちOTは、その人の強みを引き出し、社会生活の適応に関与する役割と責任がある。不安や排除の眼差しではなく、より積極的にかかわる対象だと認識する姿勢が必要なのである。

本特集では、医療観察制度と作業療法の変遷を振り返りながら、刑務所等の矯正施設の作業療法を共有し、これからOTにできることを読者と共に考える機会としたい。

（棟近展行）

企画担当

棟近展行（法務省東京保護観察所立川支部、OT）

香山明美（東北文化学園大学、OT）

西出康晴（倉敷中央病院、OT）